

自主規制規則等に係る処分に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、処分に関する規則（以下「規則」という。）第13条に基づき、個別信用購入あっせんに係る自主規制規則、包括信用購入あっせんに係る自主規制規則及びクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制規則並びに個人情報保護指針に係る処分に当たっての規則の施行に関し必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条 規則第2条第1項第2号に定める会員の権利は、会員規則第3条に定めるところによる。

(審査委員会での審議)

第3条 規則第5条により、審査委員会は以下の場合に処分方針の審議を行うこととする。

- (1) 法令又は本会の定款、自主ルールその他の規則の違反が判明し、その違反行為の質・量を勘案して処分が必要と判断される場合
- (2) 国、地方公共団体の処分を受け、法令又は本会の定款、自主ルールその他の規則の違反が認められる場合
- (3) 法令又は本会の定款、自主ルールその他の規則に係る重大な違反行為が繰り返され、又は繰り返すおそれがある場合
- (4) 自主ルールその他の規則の重大な違反があり、消費者に被害が発生するなどの他の会員への悪影響が懸念される場合

2 審査委員会は、前項の審議に当たっては、違反行為の悪質性、重大性その他必要な事項をもって、処分方針を総合的に審議することとする。

(処分の目安)

第4条 規則第6条に定める処分の目安は、以下の通り。

処分等の種類		個別・包括ルール カード番号ルール	個人情報保護指針
指導	権利制限	原則として行わないが、事案により権利制限を科す。	権利制限は行わない。
	社名公表	原則として行わないが、事案により会員告知をする。	
勧告	権利制限	原則として権利制限を課すが、事案により権利停止を科す。	権利制限は原則として行わない。
	社名公表	原則として社名公表をする。	原則として社名公表をするが、事案により会員告知

			をする。
--	--	--	------

(社名の公表等の方法)

第5条 処分会員の社名を公表及び会員告知するときは、次に掲げるところによる。

(1) 公表及び会員告知する事項 以下の事項とする。

- イ 定款に基づく処分を行った旨
- ロ 処分を行った日
- ハ 処分を受けた会員の商号
- ニ 処分内容の概要
- ホ 処分理由の概要

(2) 公表及び会員告知の期間 次に定める期間を目安とし、規則第2条第1項第1号及び第2号に定める処分を併科する場合は、定められた期間のうち最も長い期間とする。

- イ 指導の場合 1ヵ月間
- ロ 勧告の場合 3ヵ月間
- ハ 会員の権利の停止又は制限を行う場合 6ヵ月間
- ニ 除名の場合 1年間

2 公表及び会員告知の方法は、以下に定めるところにより行う。

- (1) 公表 本会のホームページの一般向けサイトに掲載。
- (2) 会員告知 本会のホームページの会員用サイトに掲載。

(弁明の機会)

第6条 本会は、規則第8条第2項により、会員に対し、弁明の機会の付与の希望を確認するときは、電話、書面その他の適切な方法により行うこととする。

2 本会は、会員が弁明の機会を望まなかったときは、審査委員会においてその旨を報告しなければならない。

(不服申立ての理由)

第7条 規則第10条第1項に規定する別に定める正当な理由は、次のとおりとする。

(1) 処分が決定されるまでの間に判明しなかった事実又は発見しなかった証拠が、処分の決定後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が処分の決定に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの判明又は発見の遅延がやむを得ないと認められるとき。

(2) 処分の手続について、規則に定める手続に齟齬があったとき。

2 規則第10条第1項に規定する不服申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出

して行わなければならない。

- (1) 不服申立てに当たる正当な理由
- (2) 不服申立てをするに至った事情及び経緯

3 前項の不服申立ての書面を提出するに当たっては、正当な理由を裏付ける証拠書類等を添付しなければならない。

(改廃)

第8条 本細則の改廃は自主規制委員会及び個人情報保護推進委員会の決議を経て行う。

2 自主規制委員会及び個人情報保護推進委員会は、前項により改廃を行ったときは、理事会にその内容を報告しなければならない。

附 則

1. この細則は、処分等に関する業務規則の施行日（平成21年12月1日）から施行する。
2. 本細則は、平成25年4月1日から改正施行する。
3. 本細則は、平成31年4月15日から改正施行する。